

令和4年第1回定例会

総務常任委員会記録

令和4年3月8日(火) 於 第1委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前10時33分

○出席委員(7名)

12番 尾崎 寿一 委員 13番 蒔 苗 博 英 委員 17番 鶴ヶ谷 慶 市 委員
21番 三 上 秋 雄 委員 22番 佐 藤 哲 委員 23番 越 明 男 委員
24番 工 藤 光 志 委員

○出席理事者(3名)

総務部長 後藤 千登世 人事課長 堀川 慎一
防災課長 西谷 慎吾

○出席事務局職員(2名)

局長 佐藤 記一 書記 成田 敏教

【午前10時00分 開会】

○委員長(工藤光志委員) これより、総務常任委員会を開会いたします。
ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案3件であります。

議案第19号 弘前市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長(工藤光志委員) まず、議案第19号弘前市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長(後藤千登世) それでは、議案第19号弘前市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得に係る在職期間の要件を緩和するなど所要の改正をしようとするもので、本年4月1日に施行される人事院規則の改正に伴い、当市も同様の措置を講じるものでございます。

それでは、改正の概要につきまして御説明申し上げますので、お手元の資料を御覧くださるようお願いいたします。

今回の改正につきましては、大きく2点を改正するものであります。

まず、1点目は、非常勤職員の育児休業及び部分休業について取得要件を緩和するものであ

ります。これまでは、育児休業等の取得要件として、引き続き在職した期間が1年以上であることと規定しておりましたが、今回の改正で在職期間の要件を廃止し、継続的な職務が見込まれる非常勤職員について、任用当初から育児休業等を取得できることとするものであります。

2点目は、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置等を新たに規定するものであります。具体的には、これまでも行っております本人または配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の個別の周知、育児休業の取得意向の確認、職員に対する研修の実施や相談体制の整備について新たに規定し、義務づけるものであります。

最後に、本議案の施行日ですが、人事院規則の施行日と同様、令和4年4月1日とするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○23番（越 明男委員） 1点だけ。この非常勤職員の皆さん方のいわゆる取得緩和というキャッチフレーズなのですけれども、こういう言い方はなんですけれども、そのこと自体に決して反対するという立場ではないのですけれども、この取得要件の緩和を踏まえて、非常勤職員の皆さん方が、職場においても、あるいは本人自身の何というか、自覚というか、果たしてその取得要件の緩和の条件を踏まえた形で、取得する方向に、世論がといいますか、傾くのかどうなのか。ここら辺の考え方の問題はどうか、人事課長。

○人事課長（堀川慎一） 取得要件が緩和されるということで、在職期間の要件が廃止されます。それで、任用当初から育児休業等を取得することになりまして、そこは雇用環境の整備が促進されるものと考えております。（「まあ、そんなところでしょう」と呼ぶ者あり）

○23番（越 明男委員） 私、今、これからしゃべることを最初にと実は思ったのだけれども、ちょっと審議にはふさわしくないような感じがしたはんで、今しゃべるのは本音のところなのです。全体として、今度はワイドに少し考えたいのですが、ここでも何度か議論をしてきたことがあるのですが、いわゆる育休、部分休をどれほどの職員の皆さんが取っているのかというのが我々の、また総務常任委員会のこれまでの関心の的なのです。だから、非常勤もさることながら、職場全体で、会社というか、行政全体でそういう醸し出す雰囲気があれば、なかなか取れないという声をちょっと聞くものですから。

そこで、ずばり直近の1年、もしくはデータがあれば2年ぐらいでもいいのですけれども、どのくらいの職員が、非常勤などと分けなくてもいいです、まずどのくらいの職員が何人ほど、この間、いわゆる育休を取っているか。1年、2年、3年ぐらいのデータでもありますか。あったらちょっと、直近でも構いません、お知らせ願えませんか。

○人事課長（堀川慎一） 令和3年度のデータになりますけれども、育児休業は、正職員で全部で47名取得してございます。これは市立病院も含む数字でございます。それで、47名の内訳ですけれども、男性が12名、女性が35名となっております。そして、非常勤職員ですけれども、非常勤職員は女性5名が取ってございます。続いて、部分休業ですけれども、こちらは正職員のみが取得していますけれども、令和3年で20名、こちらは女性が20名ということになっております。（「分かりました、いいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第20号 弘前市消防団条例の一部を改正する条例案

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第20号弘前市消防団条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（後藤千登世） それでは、議案第20号弘前市消防団条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年4月の、消防団員の処遇改善に向け、今後必要な措置として取り組むべき事項について国から示されたことを踏まえ、消防団員の処遇の改善を図るため、所要の改正を行うものであります。

それでは、改正の内容について御説明いたしますので、お手元の資料も併せて御覧ください。よろしくお願いいたします。

消防団員の手当につきましては第8条に定めておりますが、出動手当及び警戒手当などについて、国が位置づけを明確にしたことから、出動報酬及び警戒報酬など、「手当」を「報酬」に改めるものであります。また、出動報酬及び警戒報酬の額について、1回当たり2,000円から3,000円に増額するほか、別表第1の備考に、この表に定めるもののほか、報酬の支給に関して必要な事項は市長が別に定めることができるようにするなど、所要の改正を行うものであります。

本条例は令和4年4月1日から施行するものであり、経過措置につきましては、改正後の第8条第1項及び第2項並びに別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき理由が生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた手当については、なお従前の例によるものであります。

参考までに資料を配付しておりますので、御参照くださるようお願いいたします。

説明は以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○21番（三上秋雄委員） 一つだけ。手当、報酬とかそういうの。報酬とあるのだけれどもさ、現状は消防団に手当とか報酬が入っていくと、その入っていったお金を団での割り振りというか、個人に払っていくものか、団でストックするものか、それによってまた、団員の処遇改善を狙ってという形となれば、やっぱり手当で入ったものは団員にやるのだという、そのとこ

ろをはっきりしねば、これは果たしていいあれになるのかという疑問があるはんでさ。そこを
どういうふうに各団で団員さやっているものかというのが分かれば教えてもらいたいなど。

○防災課長（西谷慎吾） 現在の報酬の支給方法といたしましては、団員が分団のほうに報酬の
受領を委任するという形でありますので、分団のほうに支払うという形にはなっています。そ
れで、団員個人に対しては、各分団のほうから支払われているというふうに、大まかにはそう
いうふうにこちらでも認識しておるところですが、具体的にどのような形で、幾ら支払われて
いるかということまでではちょっと把握していないという状況です。

ただ、委員おっしゃるとおり、国のほうからは、そういった団員の処遇改善の一環としてし
っかり個人のほうに報酬が支給されるようにと、支払われるようにという話がありますので、
市としても、今後、消防団の幹部ですとか、あとは消防団員の方々からの意見をお聴きして、
そういったものを検討していきたいというふうに考えております。

○21番（三上秋雄委員） 今、課長から説明があったわけですがけれども、この改正というのは、
あくまでも処遇改善、団員の減少を防ぐ一つの手法として出てきたものだと思うのだけれども、
かといってまた、団の維持費とか、そういうものも考えれば、市としてはさ、団に対しての、
例えば組織をもっていくための、運営ではないのだけれども、活動資金とかという形で出して
いるものか。

結構、これでもめる形があるのですよね。我々に来たとか、それが来ていないとかとあるは
んで、そういうところを市としてはどういうふうに考えているのか。さっき言ったように、活
動するための団に対する助成金とかというのは盛っているものなのか。そこをちょっと。

○防災課長（西谷慎吾） 団のほうの運営資金という形では、市のほうから支給はされてござい
ません。消防団が活動するに当たって、必要な資機材ですとか、そういったことに関しては市
のほうで購入してお渡しするという形にはなっているのですが、ただそういった、やはり消防
団という組織でありますので、組織の運営費というのは、皆さん、活動するに当たっては少な
からず必要になるかとは思いますが、その辺については、どういった形が市として整理でき
るのかどうかといったことに関しては、今後、ちょっと検討していきたいというふうに思いま
す。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○23番（越 明男委員） 私からも何点か、改正内容のところを中心に伺いたいと。

まず1点目。今、三上委員が取り上げた手当・報酬とちょっと違う角度なのですけれども、
私のほうは、手当という名称が報酬に変わったと、この問題をちょっと質疑させていただきた
いと。私の実体験からいけば、手当のほうは大変気軽で、報酬というと何か重いなど。これは
原則、課税対象ですかね、報酬というふうになれば。手当というと、緩やかなイメージな
のですけれども。

これ、手当を報酬にということになると、24時間勤めている、いわゆる常勤の消防団と違っ
て、これ非常勤でしょう。縛り的にプレッシャーのかかる名称変更ではないかという感じを、
まず持ったのです。ここを少し、どういうふうに今回の条例改正で位置づけたのか。

二つ目、災害というところの、災害時に出勤するわけですがけれども、災害時のところに、た
だし書みたいな形で「水火災又は地震等」と挿入になったわけですね。率直な話、あえて何も
挿入さなくても、災害といえば、水火災または地震等でねがなと思ったのだけれども、わざ
わざ挿入したというのは、確かに国の法律改正の背景がありますから、そこら辺、国の法律改正
あたりのところで、ここら辺はどう位置づけたものだがさ。それと災害と、水火災または地震
等と、「等」というのが曖昧ですけれども、それ以外に何かあるのですかね。大体、水火災、地

震ぐらいのものなのでねがなと思うのですが、そこも一つ。

3点目、改善の目玉の一つということになるのでしょうかけれども、今、三上委員からも指摘のあった2,000円の手当が3,000円と、1,000円のアップですね。これは待遇改善というよりも、あまりに些少過ぎて、大した改善にならないのでねがなという気持ちを私は持ったのです、2,000円が3,000円と。ほかの階級というか、職もいろいろあります、そこには今日は及びませんけれども、2,000円から3,000円という、わんつかだんだばって、それでもアップには変わらないのだけれども、この辺、どう考えればいいか、2,000円から3,000円。もっと上げるべきでねえがという意味も含めてお聞きします。

最後4点目、ここは何条だったか、私もちょっと度忘れしたのですがけれども、消防団の皆さんが、これまで「業務に従事」という表現が「職務に従事」ということで文言が変わりましたね。これも報酬のところでちょっと触れたように、非常勤の皆さんには、プレッシャーでないかなという気がしたのだけれども、いかがなものかというあたり。

以上4点、ひとつお願いします。

○防災課長（西谷慎吾） まず、1番目の、手当から報酬に改めた理由ということでございますが、これまで国では、出動手当に関して、現場に向くということの対価として費用弁償、旅費的な費用弁償として位置づけております。それで、そのことを市町村が消防団に係る条例を制定する際に参考にする条例の例において、国のほうから示されております。そのため、多くの市町村においては、この条例の例に倣って、費用弁償として出動手当を位置づけてきた経緯がございます。

それで、費用弁償とした場合には、どうしても各自治体によって額にばらつきが生じる、あるいは活動の時間とか活動への労苦に応じた手当になっていない状況が生じることもあって、このたび国のほうでは、出動手当を出動報酬として、報酬として位置づけて、しっかり活動への反対給付として、活動時間とか内容に応じた額で設定するようにしたということでございます。これに伴いまして、市といたしましても、国の位置づけの変更に合わせて報酬というふうに変更して、位置づけを明確にした上で出動報酬の額を増額いたしまして、団員の処遇改善につなげようとするものでございます。

2番目の、災害の次に「水火災又は地震等の災害をいう」ということを加えた理由でございますが、これにつきましては、市の条例の第17条の中で、これまでも水火災その他の災害という、そういった災害を規定している部分があったのでございますが、国の消防組織法の規定に合わせて、災害の定義ということが法律の中にも出てきておりますので、それに合わせて整理・明確化して、災害という言葉が最初に出てくる第16条のほうに加えたということでございます。

それから、報酬を2,000円から3,000円にした理由、根拠ということでございますが、出動報酬を国で定めた基準というのが、1日当たり7時間45分を想定しているのですけれども、8,000円ということが基準で示されております。それで、1日7時間45分で8,000円ということですので、およそ3,000円だと3時間分ということになるのですが、これまで当市で災害出動、火災とかの出動に要した活動時間がおおむね3時間程度というようなところもございますので、2,000円から3,000円に改定したということでございます。

あと、消防の「業務」から「職務」に変更にした理由ということでございますが、このことにつきましては、これも国の消防組織法のほうになるのですが、こちらのほうで、法律の第21条において、消防団員の職務として、消防団員の消防事務への従事ということが消防団員の職

務として規定されているということで、今回のほかの改正のタイミングに合わせて変更することにしたということでございます……すみません、答弁漏れがございました。

二つ目の質疑の中で、地震等の「等」というのは、どういった、ほかに災害が考えられるかということなのですが、実際にどういうのがあるというところは、これまであったかということについてはちょっと把握していないのですが、例えば今年度の豪雪のようなときがあれば、雪が多かったときも雪害ということが入るのかなというふうに考えております。

○23番（越 明男委員） もう二、三点、ちょっと条文に沿ったり、また内容的な部分、ちょっと確認をしたいこともありますのでお願いします。

改めて市の消防団条例を、久しぶりにちょっとコピーして勉強させてもらったのですが、第3条の消防団員の定員の問題を質疑します。現行の条例に2,080人とあります。12月議会で、部長答弁で令和3年4月1日現在が1,823人、それから、988人という団員数という数字もたしか出たと思うのです。数字が三つあるのですけれども、これを少し精査してもらえませんか。条例に近づくのが原則だという理解でいいのか。そういう目標を持っているのだけれども、現行はこういう状況だということなのか。そこをひとつお願いします。

○委員長（工藤光志委員） 越委員、ちょっと待ってください。これ、報酬の条例改正であって、関連質疑は1回だけにしてください。

○23番（越 明男委員）（続） はい、これで終わります。大丈夫です、そのつもりでいました。

二つ目、現行の条例の第6条、第15条。任命権者と出てきますね。それで、条例はこれ市長が定めると、これが原則だと思うのですが、この任命権者というのはどなたのことか。そこちょっと説明をお願いしたいと思います。

最後3点目、これ4月1日からの施行ということになりますと、今は準備もいろいろと課のほうではなさっていると思うのですが、とりわけ4月1日以降、各分団といいますか、消防団全体、あるいは消防団員に対しての周知徹底といいますか、アクションといいますか、こちら辺は今、どのような準備をなさっているのか。そこら辺をお聞きしたいと思います。以上3点、お願いします。

○防災課長（西谷慎吾） まず、消防団の人数というところでございますが、2,080人につきましては、委員おっしゃったとおり、条例で定めている消防団に必要な定員ということで定めてございます。それで、ここに向けて人員の確保ということを進めていくわけですが、令和3年4月1日現在の消防団員の数というのは1,823人ということで、定員からは大分少なくなっているという状況でございます。あとはこの間、一般質問で出ました988人ということにつきましては、これは総務省が市町村の消防団の活動に要する費用を地方交付税で措置するのですけれども、これが令和3年度の算定基礎の中で、標準的な規模として定められている人口10万人当たりの団員数を基に、当市の人口割合で算出したものが988人ということでありますので、国のほうで見ている人数の倍近くいるということでございます。

それから、条例に出てくる任命権者ということに関しましては、まずこれも国の消防組織法になるのですが、こちらの第22条で消防団長につきましては、消防団の推薦に基づいて市町村長が任命するということになっています。消防団長以外の消防団員につきましては、市町村長の承認を得て消防団長が任命するというふうに規定されてございます。そのため、本条例の任命権者につきましては、消防団長が市長、団長以外の団員は消防団長となるものでございます。

あとは手当の改定などについての団員への周知ということでございますが、これまでも消防団の幹部の方々と定期的に会議を開催しておりますので、まずはそちらのほうで情報共有を図

りながら、あとは様々な文書については、地区団長を通して全団員に周知が行くようにこれまでも文書をいろいろ出しておりますので、それと同様に周知してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第21号 弘前市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

○委員長（工藤光志委員） 最後に、議案第21号弘前市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（後藤千登世） それでは、議案第21号弘前市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

それでは、今回の改正の背景と改正の内容について御説明いたしますので、資料も併せて御覧くださるようお願いいたします。

年金生活者の一時的な資金需要に対して年金受給権を担保として小口の資金の貸付けを行う年金担保貸付事業につきましては、老後の生活を支える年金の受給権保護の観点から、生活費に充てられるべき年金が返済に充てられて利用者の困窮化を招くのではないかなどの指摘を踏まえ、平成22年12月7日に閣議決定された独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針により年金担保貸付事業が廃止されることになり、また同様に、労災年金担保貸付事業及び株式会社日本政策金融公庫等が行う恩給担保貸付事業のうち、公務員共済系、公務員災害補償系も廃止されることになったものであります。

このことから、令和2年6月5日に年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、同法附則第65条により、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第55条第1項ただし書を削るという改正がなされました。これに伴い、令和3年度末をもって年金担保貸付事業等の新規申込受付が終了となることを受け、今回、本条例第2条第2項のただし書を削る改正をしようとするものであります。

本条例は令和4年4月1日から施行するものであり、経過措置につきましては、この条例の施行の際、現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を

受ける権利は、この条例の施行の日以後もなお従前の例により担保に供することができることとするものであります。

また、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後もなお従前の例により担保に供することができることとするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時33分 散会】